

# 黒部市民病院 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善計画

## 1 医師・看護師等の業務分担

### (1) 助産師

- 1 妊産婦検診、相談業務、正常分娩などの診療行為等について、医師と密接に連携し、可能な支援を実施する。

### (2) 看護師

- 1 医師の指示に基づき、注射、処置等代行が可能な診療行為を積極的に実施する。
- 2 救急医療等における診療の優先順位について判定を行い、医師が診療に専念できる体制を整備する。
- 3 医師が患者に治療方針や症状の説明を行う場合は、患者やその家族に補足的な説明を行い、医師と患者とのコミュニケーションが円滑に図れるよう協力する。
- 4 医師の指示に基づき、静脈採血等を実施する。
- 5 特定行為認定看護師は、特定行為区分において、医師又は歯科医師の包括指示のもと、手順書を用いて、医師の指示を待たずに病態を判断して医療を提供する。

### (3) 薬剤師

- 1 病棟での服薬指導、持参薬管理や病棟配置薬の薬剤管理を担うことにより、医師の負担を軽減する。
- 2 薬剤の効能効果、用法用量など最新情報が、電子カルテ上で迅速に閲覧できるようマスターデータを適切に管理する。
- 3 がん化学療法レジメンの作成・管理業務を行う。患者指導を実施し、投与量変更や副作用に対するの支持療法を積極的に医師に提案を行い、医師の負担を軽減する。
- 4 疑義照会簡素化プロトコルを運用し、院外処方調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らすことにより、医師の負担を軽減する。
- 5 積極的に抗菌薬治療に介入し、抗菌薬処方の提案を行い、医師の負担を軽減する。

### (4) 臨床検査技師

- 1 臓器生検時に技師が立ち会い、確実な検体採取をサポートし、医師の負担を軽減する。
- 2 臨床科カンファレンスで、有用な診断情報を提供し、病理医の負担を軽減する。
- 3 輸血副作用の発生状況を把握し、的確に対処できるよう情報提供を行い医師の負担を軽減する。
- 4 医師の依頼に基づき、心臓超音波検査等を実施する。
- 5 CPAP 療法導入が決定した患者に、詳細説明を実施し、医師の負担を軽減する。

### (5) 診療放射線技師

- 1 CT 検査における的確な画像処理(3D など)を行うことにより読影医や救急医の診断の補助をする。
- 2 透視検査において、機器の操作方法等の説明を行い、医師の診療をサポートする。
- 3 乳腺超音波検査の一部を検査技師が担うことで放射線科医師の負担を軽減する。
- 4 各検査に関する問い合わせや、患者への検査説明を行う。

### (6) 臨床工学技士

- 1 医師の指示に基づき、各種機器のチェック、機器操作、機器のトラブル対応を行い、医師の負担を軽減する。
- 2 医師の指示に基づき、透析における穿刺、止血、処置介助等を行い、医師の負担を軽減する。
- 3 医師の指示に基づき、医療機器を使用した治療において、患者説明を行い、医師の負担を軽減する。
- 4 医療機器の使用及び医療器械を使用した治療において、機器の操作方法等の説明を行い、医師の診療をサポートする。

### (7) 管理栄養士

- 1 栄養状態が不良な患者に対し、安全な栄養管理を行ない、医師の診療をサポートする。
- 2 特別食患者への栄養指導を評価改善まで継続的に行ない、治療の効果を的確に示すことで医師の診療をサポートする。

### (8) 事務職員等

- 1 各種申請において、代行が可能な医師業務を積極的に行う。
- 2 患者や家族のインフォームドコンセントの窓口となり、退院支援や療養相談を行う等、医師との情報共有を正確かつ速やかに行うよう努める。

- 3 相談支援や関係機関との情報共有・連携を行い、医師が患者・家族の状況を理解した上で治療に専念できるようサポートする。

### (9) その他の職種等

- 1 多職種が協力し、感染対策チームや栄養サポートチーム、糖尿病チーム等を編成して医療へ積極的に関わり、医師の負担を軽減する。
- 2 職員 OB 等を活用し、入院の説明、検査手順の説明等、代行が可能な医師業務を積極的に行う。

## 2 医療事務作業補助体制

- 1 補助体制  
医療事務作業補助者を有効に配置し、医師の負担の軽減を図る。
- 2 業務内容  
診断書や報告書等の文書作成、カルテ記載、NCD データベース入力及び電子カルテへ手術記録などのデータ入力について補助業務を行う。

## 3 短時間雇用の医師の活用

- 1 医師不足となっている診療科については、非常勤医師を活用し、医師の負担を軽減する。

## 4 地域の他の医療機関との連携体制

- 1 大腿骨、脳卒中等のクリニカルパスの推進や紹介患者専用枠を設け高度医療が必要な患者を積極的に受け入れるなど地域連携体制をより充実させ、当院が本来受け入れるべき重篤な患者の診療に医師が専念できる体制を整備する。

## 5 当直に対する配慮

- 1 当直のある診療科においては、当直から引き続き勤務する日の午後は退勤できるよう調整に努める。
- 2 手術のある診療科においては、予定手術日についても配慮する。
- 3 当直体制の維持のため、必要な診療科においては、非常勤医師を活用する。
- 4 勤務計画、連日の当直とならないよう配慮する。

## 6 外来縮小の取組

- 1 地域の他の医療機関との連携を強化し、紹介及び逆紹介の取り組みを進め、外来縮小を進める。

## 7 子育て中の医師に対する配慮

- 1 院内保育所を運用しており、出産後の職場復帰や育児中の医師の診療継続を支援する。
- 2 子育て中の医師の負担軽減として、育児短時間勤務を導入する。
- 3 病後児保育を実施する。

## 8 その他

- 1 医師の増員に向け、継続的に医師確保に努める。
- 2 病院賠償保険に加え医師賠償責任保険に加入し、医療事故等に迅速に対応するための顧問弁護士の活用など、医療リスクに対する支援体制を充実する。
- 3 院内に設置した保育所を適切に管理・運営し、育児を抱える医師や看護職員の就業を支援する。
- 4 IT 化を推進し、医師、看護師の業務の効率化、合理化を図る。
- 5 当院の長所、短所、職員の意欲を可視化することにより、問題点を明らかにし、運営を改善していく。
- 6 出退勤管理システムや電子カルテのログを利用し勤務状況を管理する。また、勤務間インターバルの確保に努める。
- 7 医師の時間外勤務を月 100 時間かつ年間 960 時間までとする。

## 9 役割分担推進のための委員会

- 1 役割分担推進のための委員会は「役割分担推進委員会」とする。
- 2 当計画の実施状況等について、年 3 回以上委員会に報告し審議を行う。
- 3 参加職種は医師、看護師、医療技術員、事務職員とする。

## 10 計画達成の目標年度

令和 4 年度